

### 第31回豊中市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和8年1月26日(月)午後4時00分から午後4時35分
2. 開催場所 地域共生センター西館 大会議室
3. 出席委員 (14人出席、1人欠席)

【会長】 辻 博美

【委員】 今井 清 伊山 雅子 浦野 芳博 川上 幸雄  
住田 英二 高島 邦子 中尾 常雄 中尾 祐子  
西本 健一 伏田 清実 松尾 眞一 光久 修平  
山本 隆史

【欠席委員】 半田 益宏

#### 4. 議事日程

報告第88号 農地法第5条の規定による転用届出(専決分)について

報告第89号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続証明について

議案第25号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の  
規定による承認申請について

議案第26号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計  
画の決定について

その他

#### 5. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 貢司 副主幹(書記) 渡辺 和彦 書記 多田 和子

#### 6. 会議の概要

山本局長 ただ今から第31回豊中市農業委員会を開会します。豊中市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は社会長にお願いいたします。

議長 ただ今から第31回豊中市農業委員会を開会します。  
本日は半田委員から欠席の連絡が入っています。14名の委員が出席され、定足数に達していますので、本委員会は成立しています。  
議事録署名委員について、慣例により出席委員の中から名簿順に、光久委員と山本委員を指名します。  
次に、本日の議事日程を事務局から報告します。

渡辺書記 <議事日程を報告>

議長 次に、本日の資料の確認が事務局からあります。

渡辺書記 <資料の確認>

議長 それでは、ただ今から審議に入ります。

日程第1、報告第88号、農地法第5条の規定による転用届出の専決分についてです。

1番について、事務局から報告願います。

渡辺書記 1番については社会長の担当エリアであり、令和7年9月の農業委員会ですでに報告済みですが、譲受人を個人から会社に変更したいとの申し出がありましたので、再度、報告するものです。

1 番について、報告します。

譲渡人は、螢池西町●丁目の●さん、譲受人は、螢池西町●丁目の●さんです。

本件の場所は螢池西町●丁目で、12月4日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、12月16日に受理通知書を発行したものです。

次に、2番について、高島委員から報告願います。

高島委員 2番について、報告します。

譲渡人は、神戸市の●さん他1名、譲受人は、大阪市の●さんです。

本件の場所は長興寺北●丁目で、12月11日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、12月25日に受理通知書を発行したものです。

次に、3番について、住田委員から報告願います。

住田委員 3番について、報告します。

譲渡人は、庄内栄町●丁目の●さん、譲受人は、豊中市長の長内繁樹さんです。

本件の場所は庄内宝町●丁目で、12月23日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、1月6日に受理通知書を発行したものです。

続きまして4番について、伊山委員から報告願います。

伊山委員 4番について、報告します。

譲渡人は、若竹町●丁目の●さん他1名、譲受人は、明石市の●さんです。

本件の場所は北条町●丁目で、1月8日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、1月21日に受理通知書を発行したものです。

続きまして5番について、伊山委員から報告願います。

伊山委員 5番について、報告します。

譲渡人は、若竹町●丁目の●さん他1名、譲受人は、明石市の●さんです。

本件の場所は北条町●丁目で、1月8日に現地調査を行いました。

地番、地目、面積、転用目的は議案書に記載のとおりで、異議ないものと見てまいりました。

以上、報告します。

議長 ただ今の報告に基づいて、1月21日に受理通知書を発行したものです。

次に、日程第2、報告第89号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による継続

証明です。

本件は、農地の相続税の納税猶予を受けておられる方が、農地の利用状況について、3年ごとに税務署へ提出するために必要な証明です。

1番について、西本委員から報告願います。

西本委員

1番について報告します。

農業相続人は利倉●丁目の●さんです。

適用農地は利倉●丁目で、地番、地目、面積は議案書に記載のとおりです。

1月14日に現地調査を行い、利用状況欄に記載のと通りの作付けをされており、適用農地について耕作されていることを確認しましたので、報告します。

議 長

ただ今の報告に基づいて、1月28日に証明願を発行したものです。

次に、日程第3、議案第25号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定による承認申請について、を議題とします。

事務局から説明願います。

渡辺書記

議案書とともに、参考にお配りしております今年度の市民農園の募集案内をご覧いただければと思います。それでは説明します。

特定農地貸付けにより、個人が所有する農地を市民農園として開設するためには、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を得る必要があります。

現在、開設されている農園のうち、2年前の令和6年（2024年）1月29日に開催されました第7回農業委員会にて承認され、開設されてきた農園につきましては、本年3月15日で期間が満了となります。

今回はこの時と比べまして1つの農園が新規開園し、10農園、9名の方から承認申込がありました。

すべて土地所有者の農家の方が開設される市民農園で、利用対象者は市在住の人で1世帯1区画の申込になります。契約期間は農業委員会で承認を得た日から令和10年（2028年）3月15日までとなります。

その他、今回申請のありました農園の所在、地番、地目、面積、開設者の住所・氏名、農園名、予定区画数はそれぞれ議案書に記載のとおりです。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

議 長

異議なしと認めます。本件について承認することに決定しました。

次に、日程第4、議案第26号、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定による事業計画の決定についてを議題とします。

1番について、事務局から説明願います。

渡辺書記

1番について説明します。

申請者は、曾根南町●丁目の●さんで、対象農地の所有者は熊野町●丁目の●さん、所在は東泉丘●丁目で地目は田、面積は502㎡となっております。

事業内容は、その土地に合った農産物を栽培し、地産地消をめざし、JA大阪北部直売所への出荷及び近隣等での販売等の他、将来的には市内学校給食用食材として採用出荷す

ることを目標とするもの、となっています。

以上、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

中尾祐子委員 1 番について報告します。

申請地について、現地確認を行いました。提出された申請書では、パパイヤ・金時草・沖縄ニラ等栽培していくとあり、現地も維持管理が行われた状態であったことを確認しましたので、ご報告いたします。

議 長 ただ今の説明および報告について、ご意見ございませんか。

<異議なしの声>

議 長 異議なしと認めます。1 番について決定することにしました。

次に、その他案件としまして、事務局からの報告をお願いします。

渡辺書記 <配布資料の説明>

議 長 ただ今の説明について、ご意見、ご質問などはございませんか。

<異議なしの声>

議 長 次に、次回の農業委員会の日程について事務局から説明をお願いします。

多田書記 次回の委員会の日程ですが、2月27日（金）に開催したいと考えております。

開会は午後4時で、場所は地域共生センター西館会議室3・4です。

現地調査は午後2時30分からとし、調査班は浦野委員と高島委員ですが、農地法第3条許可申請が提出された場合のみ実施します。

以上の日程で行いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただ今の説明のとおり、決定してよろしいでしょうか。

<異議なしの声>

議 長 それでは、次回の農業委員会と現地調査は、2月27日（金）に決定しました。

これで本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。これもちまして、本日の委員会は閉会します。ありがとうございました。

以上